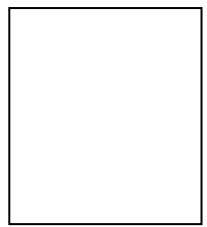


# 株式会社シー・コミュニケーション 定款

平成17年 7月 7日作成  
平成 年 月 日公証人認証  
平成 年 月 日会社成立



(収入印紙4万円)

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社シー・コミュニケーションと称する。

#### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 自動車用部品の製造及び販売
- 2 中古自動車及び新車の売買
- 3 コンピュータのソフトウェアの開発及び販売
- 4 翻訳及び通訳の派遣
- 5 前各号に附帯する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神戸市に置く。

#### (公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

### 第2章 株 式

#### (発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、100株とする。

#### (株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

#### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

#### (名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式に

- による請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記録された株主が記名押印して提出しなければならない
- ② 上記以外の方法により名義書換を請求する場合は、当会社所定の書式による請求書にその取得を証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第11条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株主総会

(召 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故があるとき

は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の決議権の過半数を持って決する。

(書面による決議)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があつたものとみなすものとする。

## 第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故

があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の召集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。  
取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

## (設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、40株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

## (最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は当会社成立の日から、平成18年3月31日までとする。

## (最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

## (最初の取締役及び監査役)

第29条 当会社の設立当初の役員は、次のとおりとする。

取締役	西本 聰
取締役	高山良宏
取締役	中島美芳
監査役	藤原裕久

## (解散事由)

第30条 当会社は商法404条各号に掲げる事由のほか、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の19第1項の規定により、次に掲げる事由により解散する。

- 一 資本の額を1000万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと。
- 二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の3の規定により同法第3条の2第1項の確認を取り消されたこと。

## (発起人の氏名、住所及び引受株数)

第31条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

なお、現物出資をする発起人の氏名、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える株式数は、別表のとおりとする。

神戸市垂水区本多聞3丁目11番13号

30株 西本 聰

兵庫県明石市松が丘〇丁目〇番〇号  
10株 高山良宏

以上、株式会社シー・コミュニケーションを設立するため、この定款を作成し、発起人が次にこれに記名押印する。

平成17年7月7日

発起人 西本 聰

西

発起人 高山良宏

高

西 高

## (定款別表)

当会社の設立に際して現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格およびこれに対して与える株式の数は、次のとおりとする。

1 現物出資者の氏名 西本 聰

2 現物出資の目的たる財産およびその価格

(1) 商 品 名	パーソナルコンピュータ
メー カー 名	SONY
型 名	VAIO PCG-GRS50/B
製 造 番 号	*****-****-***
こ の 価 格	18 万円
(2) 商 品 名	プリンター
メー カー 名	Canon
型 名	PIXUS850i
製 造 番 号	***-**-*****
こ の 価 格	2 万円

以上の価格の合計 金 20 万円

以上に対して与えられる株式の数

普通株式 4 株